

水道水以外の水(井戸水など)を使用されている場合

一戸建ての専用住宅で水道水以外の水(井戸水など)だけを使用される方
1ヵ月分12 m³の定量を汚水量として認定し、下水道使用料は2ヵ月分24 m³を1期分として計算します。

一戸建ての専用住宅で水道水と水道水以外の水(井戸水など)を併用して使用し、水道水以外の水(井戸水など)も公共下水道に流される方
2ヵ月1度の水道の検針水量に、2ヵ月分4 m³(1ヵ月分2 m³)を加算し、汚水量として認定し、下水道使用料を計算します。ただし、加算した後の水量が24 m³以下の場合は、24 m³を汚水量として認定し、下水道使用料を計算します。

複数の一戸建ての専用住宅(親の家と子どもの家等)を水道のメーター1個でお使いいただいている方で、水道水と水道水以外の水(井戸水など)を併用して使用し、水道水以外の水(井戸水など)も公共下水道に流される方
2ヵ月1度の水道の検針水量を汚水量として認定し、下水道使用料を計算します。
さらに、水道水以外の水(井戸水など)使用分として1ヵ月分12 m³の定量を汚水量として認定し、下水道使用料は2ヵ月分24 m³を1期分として計算します。
各々の家に水道のメーターがある場合は、各々の家を上記「 」の方法で取り扱います。

一戸建ての専用住宅以外(事業等)で水道水以外の水(井戸水など)を使用し、公共下水道に流されている方
御連絡の上、現地にうかがい使用の態様を勘案して汚水量の認定方法を決定させていただきます。